

全国司法書士女性会 F A X 通信 2 3 0 号 (2 0 1 0 年 2 月 号)

発行責任者 会 長 大 城 節 子

事務局 〒 579 - 8036 大阪府東大阪市鷹殿町 1 - 7

司法書士法人東大阪前川滝川事務所内

Tel 072-981-5281 fax 072-987-3460

e-mail joseikai@aoitakigawa.com

公証役場の業務

平成 2 2 年 2 月 5 日、大阪司法書士会館において、公正証書をテーマとする支部研修（講師は現職の公証人の先生）が開催されましたので、参考までに、報告をまとめておきます。

第 1 はじめに

公証役場は、全国 2 9 1 役場あり、公証人の数は、全国約 5 0 0 人である。うち約 6 0 % が一人役場となっている。最近では景気も悪く事件も少ない。

【仕事内容】

- ・公正証書の作成
- ・定款の認証
- ・私書証書の認証（外国人向文書の認証制度の利用も多い）
- ・確定日付

【利用状況】

4 割が直接利用される方で、それ以外は、弁護士・司法書士の紹介案件となっている。直接依頼される方には、例えば遺言については、財産の把握を時間をかけてやるようにしている。

【遺言】

最高裁の「相続させる旨の遺言」ルールができてから、誰に対してどのような文言で遺言するか、かなり気を遣うようになった。また、夫婦で遺言する場合に、どちらかが先に亡くなった場合について遺言をしておきたい、という希望も多い。

遺言はなるべくシンプルに、わかりやすいほうがいい。

遺言者の本音は「こいつにやりたくない」という場合が多いが、それを遺言することはできない。

【金銭消費貸借契約】

できるだけ、本人に来てもらう。大事なことを決める時は自分で決める必要がある。

【離婚公正証書】

10年後の支払いまで定めることも多々あるが、守れる守れないはわからない。実際強制執行の手続になると、本人で手続きすることは難しい。口コミで、公証役場に来ればなんとかなる、という風潮があるが、出来れば専門家のアドバイスをあおいでほしい、と思っている。

第2 公証役場の歴史・実態

公証人規則が明治20年に制定され、公証人法が明治41年に制定された。強制執行認諾条項が入っている立会人のもとに作成された契約を遵守させる目的で、できた制度である。フランス法の考え方にに基づき、契約中心の中での仕組みである。制定当時、まだ、民法・訴訟制度がない中で、利用度はかなり低かった。

近畿は大阪と神戸とそれ以外の府県、三つの公証人会で成り立っている。裁判官や検察官が定年後、70才まで公証人をする、という場合が多い。実務は、圧倒的に、弁護士・司法書士に法律的に整序した内容を公正証書にする、という場合が多い。ドイツ等は、司法試験合格後、公証人になる場合が多いが、現在、日本では、公証人で何十年もキャリアを積むことはない。

大阪市内の役場は複数の公証人がいる。全国的には、偏在化している。全国本局約50支局約280、だいたい支局の所在地に公証役場が一つある状況。近畿では、福知山・豊岡・田辺・新宮にも一人公証役場があるが、経営は厳しい。試験はまだ実施されておらず、司法試験合格者からの採用という形、あるいは、公募という形をとっている。司法書士からも公募で採用されている。法曹資格を持った人で配置できない場所で公募という形をとっている（平成13年頃から、京都の舞鶴公証役場の加地公証人も元司法書士）。

公証人は、経済合同制度により、ある程度の収入を助け合う仕組みをとっている。

第3 公証人制度の課題

気軽に利用できるような広報をしないといけない。事件がかなり減ってきている。公正証書の利用は、社会経済にかなり影響される。公正証書を必ずしも作成する必要はない、という風潮や、商工ローンが公正証書作成の白紙委任状をとって、公正証書を作成するという社会問題が発生した。その後、貸金業改正で、貸付の際に公正証書作成用委任状をとってはいけない、ということになった。

東大阪公証役場は、まとまった貸金業者の事件は元々なかったし、個別の貸金業者の依頼もあまりなかった。主体的業務ではないので、浮き沈みが激しい。必要な方に利用していただきたい。

財産契約を中心としていた公正証書が、身分関係を含んだ契約に重点を移しつつある。執行力中心とする公正証書の利用が激減し、証拠保全的利用もあるが、国民的意識を喚起する必要があると思う。

離婚は、養育費中心、差し押さえの範囲も優遇され、少額定期給付金として、将来の給付についても差押えが可能

4割 遺言

2割5分 離婚 小学校以下の子どもを持つ場合がほとんど。

ただ、養育費の支払がどこまで確保されるのか、疑問。

公証人としては、公正証書に不動産執行力も持たせて欲しいというのが要望。

第4 本人確認

不動産登記法の本人確認情報と同様に、厳格。

面識がある場合

面識がない場合 印鑑証明書その他それに準ずる確実な方法（免許証等）

金銭消費貸借契約公正証書については、特定公正証書として、個別契約の作成について委任の意思・意思能力の確認が必要、代理の場合は確認が、難しい。

遺言・任意後見契約は、本人しか作れない公正証書、代理では出来ないの、本人確認が重要かつ難しい。松山公証役場作成の遺言書が、替え玉により作成された事件があった。騙すつもりで来た場合、本当に見破ることができるのか、他人が作成しても無効なので、問題はない。専門家が本人として連れてきた場合、本人確認しにくい場合がある。

この事件、めいごに全部相続させるという内容のもので、保証人は司法書士と地方議会議員だった。本来、遺言者は、車椅子を使用し、字も書けなかったはずなのに、公正証書には、鮮明なサインがなされていて、遺言者は車椅子も使用していなかった。

肝心な点は、本人が遺言書を作成してほしいと思ってるのか、家族が希望しているのか、ということである。遺言は、回りが作るものではないが、なかなかそうもいかない。

替え玉遺言の場合は、遺言がそもそも無効であるし、そこまでされた場合、公証人の責任は微妙。

毎年70件から80件、の遺言。年に数件、出張の場でお逢いするのが初めて、という場合もある。病院に行くと、危篤状態であるというような場合は、話しをするのも難しいという状況であり、遺言は無理、という場合もある。ある程度お話ができるけど、タイミングによって違う、ということもある。本人が遺言書を作成したいかどうか、ということがポイント。会話が難しくても、意思が確認できれば、作成は可能。

あげたい、という気持ちがあり、意思表示が可能でも、初めて会う公証人と話すのは難しいという場合もある。

財産を残す場合は、公証人と話す、という風習を定着させる必要がある。まだまだ、理解されていない制度である、といえる。宮崎は公正証書遺言の利用率が非常に高い。

第5 感想・雑感

実務上の必要性から公証人の先生には、お世話になる機会が多い。特に、最近では、公正証書遺言・任意後見契約・離婚公正証書等、多種多様な依頼をすることが多い。個人的には、公証人の先生に、尊厳死宣言公正証書の作成を依頼したこともあるし、施設等へ出張を御願ひしての公正証書遺言の作成も度々依頼している。

研修会では、公証人が社会において置かれている立場とその本音をお聞きすることができたことが、とてもよかったと思う。一般論として、都心部では公証人役場の利用度が高く、地方では利用度が低い。経営が成り立たない地方の役場を支えるために、経済共同制度がとられており、また、公簿による公証人の採用制度も始まった。

本当は、公正証書利用のメリットについても広報活動をして、もっと市民一般に利用していただくよう、努力しないといけないところであるが、基本的に法曹資格がある人が一定の職を退職した場合に、公証人に採用されているので、日本公証人連合会としてなかなか力が発揮できないようである。

やはり、サラ金が公正証書を悪用して、強制執行をしたことが、公正証書の社会的イメージダウンになったことは事実で、それが結果的に公証役場の利用度が下がったことに繋がったようである。

公証人としては、弁護士や司法書士が、事前に法律関係を整序して、依頼してくれるほうが、業務がスムーズに行くという利点があり、もっと公正証書を気軽に利用してほしい、ということが本音のように受け取れた。

公証人連合会は、公正証書による執行力を金銭債権のみならず、不動産執行にも、広げたい考えもあるとの話しも興味深かったが、一考に値するのではないだろうか。ただ、公証人連合会独自の運動として実現させるのはなかなか難しいのではないかと、というのが講師の意見であった。
(事務局)

お断り 本文は、参加者としての個人的メモであり、文責は事務局滝川個人にあります。研修会の正式な報告書ではありませんので、あくまで、会員の皆様に参考情報として提供するものに過ぎないことをお断りしておきます。